

の街 あそこで 4面

志らく 談志DNAを最も継承 8面

参院本会議の特定秘密保護法投票結果

投票総数 212票  
(過半数 107)賛成 130票  
反対 82票

欠席・棄権 28人

六日深夜の参院本会議で成立した特定秘密保護法は、与野党による修正や政府による国会答弁を経ても、懸念は全く払拭されない。大きく分けて三つの問題点がある。

(金杉貴雄) 「それでもテモ①面

一つ目は、公務員らとなる「特定秘密」は漏えいした場合などに最高懲役十年の厳罰が科される。決めるため、政府に都合の悪い情報が意のままに指定される恐れがあることだ。

対象は「防衛」「外交」「スパイ活動の防止」「テロの防止」の四分

六日深夜の参院本会議で成立した特定秘密保護法は、与野党による修正や政府による国会答弁を経ても、懸念は全く払拭されない。大きく分けて三つの問題点がある。

(金杉貴雄) 「それでもテモ①面

一つ目は、公務員らとなる「特定秘密」は漏えいした場合などに最高懲役十年の厳罰が科される。決めるため、政府に都合の悪い情報が意のままに指定される恐れがあることだ。

対象は「防衛」「外交」「スパイ活動の防止」「テロの防止」の四分



◆ 特定秘密保護法の問題点

意のままに  
「秘密」指定の恐れ

調査や取材が  
厳罰に問われる恐れ

「秘密」が永久に  
指定され続ける恐れ

行政機関の長が判断

野だが、条文には「その他」が多用されるなど、拡大解釈が可能だ。

指定の妥当性をチェックする「第三者機

意のままに 厳罰 永久

# 秘密保護法「恐れ残る

関は、法律では「検討」どまりで、現状では明確な根拠がない。政府は参院採決直前に「内閣府に情報保全監察室を設置する」と表明したが、行政職員の組織では第三者機関とし)したり、扇動(あ

はいえず、独立性や権限も不明。国会への特定秘密の提供も行政の判断次第のため、国会でも検証できない。

二つ目は漏えいや取

得を教唆(そそのか

けかねない。実際に漏

象となる恐れが強い。

三つ目は特定秘密が

永久に指定される可

能性があることだ。

おり立て)したりしても最高懲役五年となり、市民や記者が罰せられかねないことだ。どのような行為が該当するのかは基準が「それのかし」などに曖昧で、捜査機関の判断次第で強制捜査を受けかねない。実際に漏

象となる恐れが強い。

三つ目は特定秘密が

永久に指定される可

能性があることだ。

指定期間は「六十年

を超えることはできな

い」と定められたが、例

外が七項目もあり、幅

広く当てはめれば「永

久の秘密は広がる。米

国は二十五年で例外以

外は原則指定解除され

ることと比較すると

本の指定期間は長い。



夕刊

発行所 中日新聞社  
名古屋市中区三の丸一丁目6番1号  
〒460-8511 電話 052(201)8811

# 秘密法 穴だらけ

秘密保護法成立後の  
「三つの疑問」

1	施行はいつ? 1年以内
2	監視のための 「第三者機関」 どうなった?
3	国会による 監視は?
3	施行まで NSCはどうなるのか?

- 法的裏付けなし
- 政府は「施行までに」
- 独立性、権限に疑問

- 法改正しなければ  
実効性なし

- 施行しなくともNSC  
は既に発足し、活動開  
始→秘密保護法の成  
立直ぐ必要なかった

法律には施行日について「公布の日から」も超えない範囲内で政令で定める日」と明記されている。施行とすれば、法律が効力を持つようになることだ。法律の周知期間が必要という理由のほかに「政令で定める」とめるとしている。

監視のための「第三者機関」はどうなった? これは「簡単でできないものもあり、施行までかかるだろう」と予想する。例えば、一八条では特定秘密の指定や解除、適性評価の実施に関する「統一的な運用を図るための基準」を定めている。

## ■いつから施行

される事項などが多数あるからだ。政府関係者は「簡単にできない

## ■監視機関は?

各省庁などの行政機関の長が特定秘密を指定期するためには、この統一基準が必要となる。統一基準は外部有識者の意見を聞いて定めることになつてい

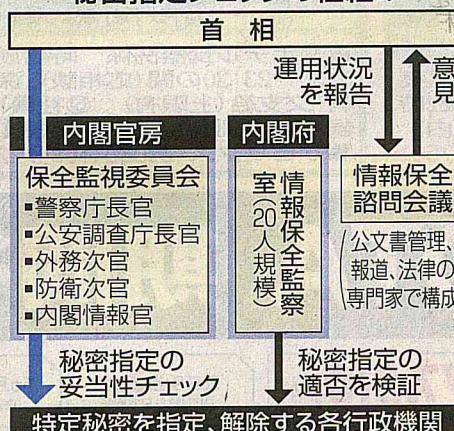
## ■指定へ基準必要■「第三者」あいまい

特定秘密保護法が六日夜に成立したが、すぐに「特定秘密」が指定され、漏えいした場合に厳罰を受けるわけではない。施行には時間がかかり、しかも法律にあまりな部分が多いため、課題が山積したままだ。今後、予想される事態を中心に、三つの素朴な疑問について考えた。

(政治部・金杉貴雄、大杉はるか)

# 核心

## 政府が示した 秘密指定チェックの仕組み



政府の意のままに特定秘密を指定し、都合が悪い情報を隠すことを行ふためには、客観的に判断できる第三者による監視機関の整備が最低限必要だ。しかし、今の法律では、指定の妥当性は行政機関の長や政府側の「NSCはどうなるのか?」と説明している。米国には、高い独立性を持つた国立公文書館の「情報保全監察局」があり、立ち入り調査や情報請求、指定

## ■NSCどうなる

NSCはどうなるのか? これは「簡単でできないものもあり、施行までかかるだろう」と予想する。例えば、一八条では特定秘密の指定や解除、適性評価の実施に関する「統一的な運用を図るための基準」を定めている。

菅義偉官房長官は、参院特別委の採決直前に、突然内閣府に「情報保全監察室」をつくって「第三者」とは言えず、独

に、その部下に当たる官僚を集めて「監察室」を法律の施行まで設置するといいだし、法律の条文を改正・削除しなければ、国会が実効性のあるチェックを得ることは困難ではないか」とも述べたが、現状でも対応できてい

るなら、迅速に成立させる必要はなかつたのではないか。

解説の勧告権など強い権限を持っているが、安全障害会議(NSC)設置とセットだと説明してきた。米国では日本版「国家安全保障会議(NSC)」と並んで、同閣閣から質の高い情報を得ることは困難ではないか」とも述べたが、現状でも対応できてい